

千葉県建設工事検査要綱の運用

趣旨（第1条）

- 1 この要綱の運用は、千葉県建設工事検査要綱に基づく検査の実施に必要な運用事項を定めたものである。
- 2 適用範囲
知事が発注する建設工事に係る検査を適用範囲とする。
- 3 適用除外とするもの
 - (1) 農林水産部森林課の所管に係る工事のうち、造林・植栽・下刈・運搬・その他これに類するもので、森林課長が指定するもの。
 - (2) 知事が、市町村又は公共的団体等に業務を委託し、当該委託契約に基づいて工事が完了し、主務課においてその工事目的物の引渡しを受けるために行う検査。
 - (3) 市町村又は公共的団体が実施する補助事業で、補助金の額を確定するために行う検査。
 - (4) 建物、その他工作物で維持管理上必要な修繕的工事のうち軽微なもの。

事務の総括（第3条）

県土整備部長は、県土整備部が検査事務を所掌するため、事務の総括責任者として、主務部長に対し、必要事項についての報告及び意見を求めることができるものとする。

検査（第4条）

- 1 課長又は所属長は、検査監の指揮、監督及び検査監の指定並びに工事の認定等の事務を執行するものとする。
- 2 出先機関の検査監が行う検査とは、千葉県事務決裁規程（昭和31年訓令第10号）第23条（出先機関専決事項）第1項の規定により定めたものである。
- 3 請負代金額とは、最終契約金額を示すものである。
- 4 建築工事及び設備工事の検査は、原則として本庁の検査監が実施するが、軽微な工事については、課長との協議により出先機関の検査監が実施することができるものとする。
- 5 設備・建築の異工種を含む土木工事の検査は、土木及び異工種合同の完成検査（連名）又は異工種の完成は中間検査として実施する。ただし、異工種が軽微な場合は、検査監の判断により単独の検査とすることができる。
建築工事又は設備工事が主となる場合も同様とする。
- 6 本庁執行に係る検査とは、本庁の各主務課において直接建設工事を執行した場合に実施する検査をいう。
- 7 知事が特に必要と認める検査とは、出先機関の検査監の所掌に係る検査であっても特に本庁の検査監の検査を必要とする場合は、県土整備部長の承認を得て実施する検査をいう。
- 8
 - (1) 完成検査とは、建設工事請負契約書（以下、「契約書」という。）第32条（検査及び引渡し）に係るものをいう。
 - (2) 完成（確認）検査とは、契約書30条（不可抗力による損害）に係るものをいう。
 - (3) 完成検査は、当該検査済みの出来形及び中間を含むものとする。
- 9
 - (1) 出来形検査とは、契約書第38条（部分払）に係るものをいう。

(2) 出来形（部分引渡し）検査とは、契約書第39条（部分引渡し）に係るものをいう。

(3) 出来形（打切り清算）検査とは、契約書第51条（解除に伴う措置）に係るものをいう。

10 (1) 中間検査とは、契約書第15条（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）に係るもので、別途「中間検査実施細目」による。

(2) 中間（部分使用）検査とは、契約書第34条（部分使用）に係るものをいう。

検査の報告等（第5条）

1 検査の期日は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第5条及び契約書第32条第2項の規定により、発注者が工事の完成通知書を受領した日から14日以内に検査を完了するように定められている。この要綱において事務手続上、更にこれを明確にしたものである。

しかしながら、14日以内であればいつ検査を実施してもよいということではなく、行政効果の推進及び受注者の保護等の面からもできる限り早い時期に検査を実施することが望ましい。

2 本庁の検査監が行う検査の依頼及び検査調書等については、原則として電子メールにより下記期日までに提出する。

(1) 土木検査室への検査依頼は、検査希望日の2週間前の火曜日までに提出。

(2) 上記以外の検査室への検査依頼は、検査希望日の属する月の前月の20日までに提出。

(3) 工事完成報告書等の提出は、検査希望日の1週間前までに提出。

検査の立会い（第6条）

1 検査の厳正かつ円滑な実施を図るためには関係者の立会いを求めて検査を実施することが必要不可欠であり、契約書においても立会いを義務づけている。

本条は、検査時の発注者（県）及び受注者等における立会者の範囲を定めた。

また、工事の受託についても同様とする。

2 検査の立会者は、原則として発注責任者である主務課長又は所属長が立会うものとし、これらの者が立会えないときは、主務課長又は所属長が命ずる職員とする。

受注者については、契約当事者又は現場代理人とし、主任技術者、監理技術者及び専門技術者等関係者を同時に立会わせるものとする。

検査の方法（第7条）

1 検査の方法は、契約の相手方である受注者に対して設計図書の意図する工事目的物が法令及び関係図書に適合しているか、施工体制、施工状況、出来形・品質及び出来ばえ等の評価に基づいて判定する。

2 検査にあたっては要綱第7条（検査の方法）に定めるものの他、当該工事に係る施工体制、施工計画書、承認図、工事履行報告書、工事工程表、工事打合せ簿、施工管理基準等に基づいた施工管理結果及び工事目的物とを対比して、その合否を判定するものとする。

3 検査監は、必要に応じて監督職員及び受注者等立会者の意見を求めることができる。

復命(第8条)

1 工事検査調書は、千葉県財務規則第100条(検査調書の作成)の規定により、契約の履行確認又は履行過程における出来形若しくは中間検査について、その結果を調書として作成するものであり、契約に基づく請負代金額の支出並びに課長又は所属長の認定根拠ともなる重要な意義をもつことからの確なものではない。

また、出来形検査の場合は、工事検査調書のほかに出来形調書等を添付し、確認の内容を明らかにしておくこととし、中間検査の場合には検査監が必要と認める範囲内において出来形調書等を添付するものとする。

2 工事成績評定表は、当該工事に係る発注者側の評価であり、受注者の適正な選定及び指導育成に資するために作成するものであるから、公正に採点しなければならない。

なお、採点方法は別に定める「工事成績評定等実施要領」によるものとし、工事検査調書に添付するものとする。

3 中間検査等において、工事の進捗が少ないなど評定することが不適当な場合は、評定しないことができる。

この場合は、評定しない理由を工事成績評定表の所見欄に記載する。

4 検査の結果、手直し工事を必要とするときは、手直し工事指示書を作成し、工事検査調書に添付するものとする。

工事の手直し等(第9条)

1 検査監の復命に基づく当該工事の検査結果について、補修又は改造を必要とするときは、工事の手直しを指示することとなるが、この指示は文書によって処理し、検査の経過を明らかにしておくものとする。

2 受注者に対する指示は、手直し工事指示書に基づいて主務課長又は所属長が行うものとする。なお、極めて重大な手直し工事で課長又は所属長が県土整備部長に報告するときは、事前に当該工事を所掌する主務課長の意見を徴するものとする。

認定通知等(第11条)

課長又は所属長は、工事検査調書等に基づいて工事を認定したときは、当該工事の検査結果通知書により受注者に通知することとしているが、これは契約書第32条(検査及び引渡し)の規定により明確にしたものである。

その他の検査(第12条)

第1条に定める検査のほか、本要綱を準用する建設工事の検査について定めたものである。

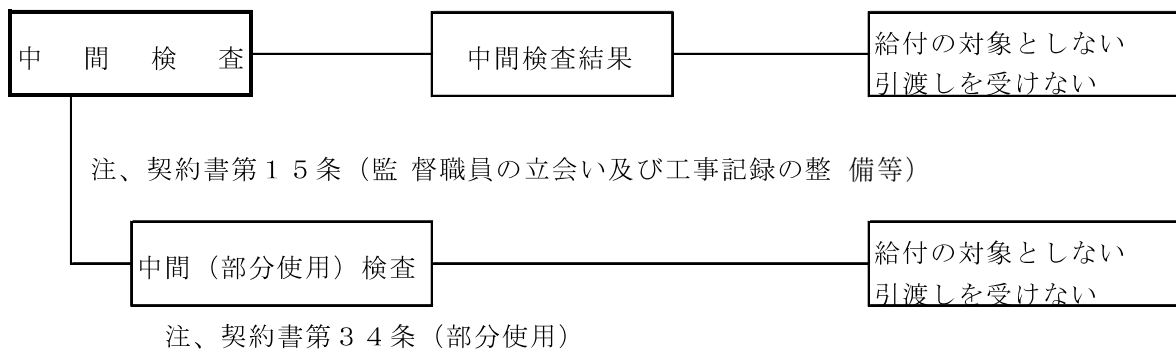
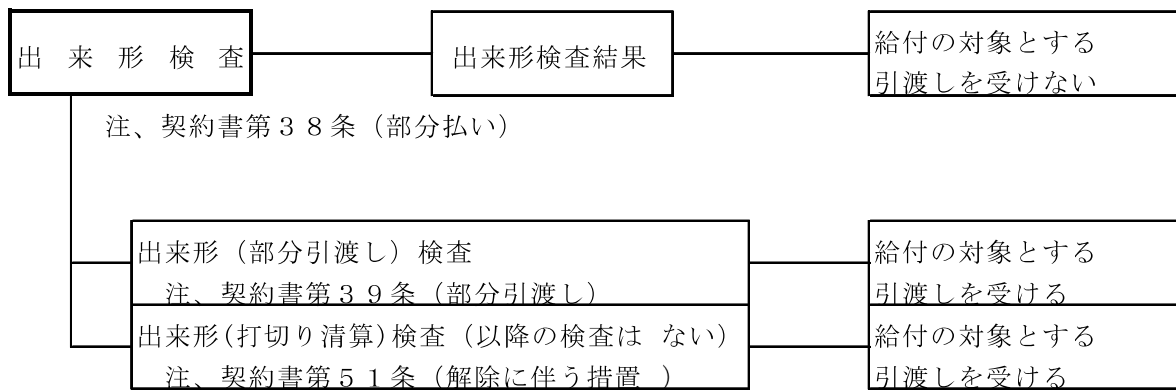
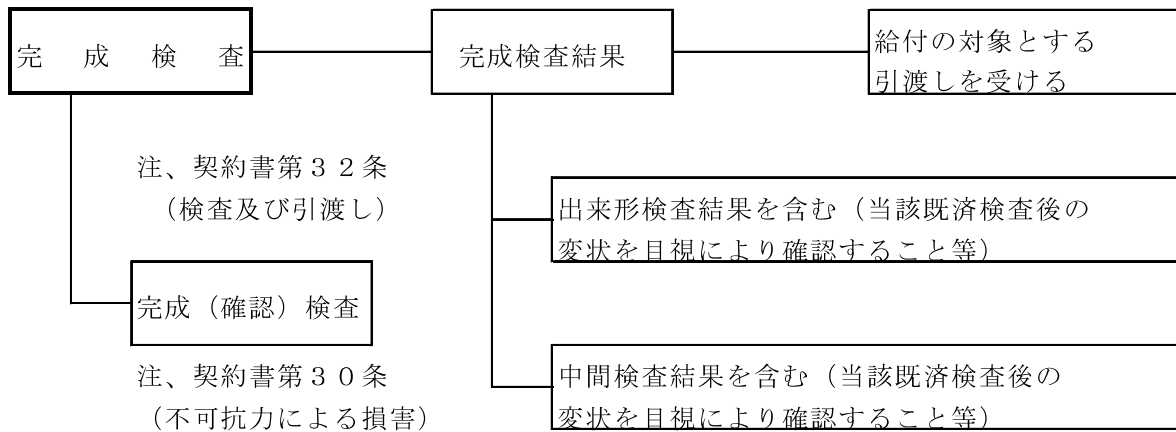
報告(第13条、第14条)

1 所属長の所管に係る検査の報告とは、1件の請負代金額が100万円を超え1億円未満の建設工事に係る検査執行状況を各四半期ごとにとりまとめ、課長に報告することを定めたものである。

2 その他、検査事務の総合調整を図るため、主務部長は検査監の異動状況について県土整備部長に報告することを定めたものである。

(参 考)

検 査 の 種 類



(備 考)

1. 検査は、本庁検査監,又は出先検査監が実施する。
2. 検査監検査とは、完成・出来形・中間検査をいう。
3. 監督職員検査とは、立会い及び段階確認を含めた、立会確認、机上確認をいう。
4. 検査調書は、工事検査調書、工事成績評定表（500万円以上）、工事認定通知書、工事検査結果通知書等である。